

# 愛知県社会福祉審議会 議事録

## 1 日 時

2022年7月25日（月）午前10時から午前11時30分

## 2 場 所

愛知県庁 本庁舎 6階 正庁

## 3 出席者

委員総数30名中23名

（出席委員）

幾田純代委員、内堀典保委員、江崎英直委員、大沢勝委員、  
太田和敬委員、加藤雅通委員、北村信人委員、倉知楯城委員、  
後藤一明委員、後藤紀代子委員、後藤澄江委員、阪田征彦委員、  
佐々木豊委員、杉浦ますみ委員、永井雅彦委員、中尾友紀委員、  
中屋浩二委員、原田正樹委員、舟橋精一委員、松崎俊行委員、  
山本広枝委員、横山茂美委員、鷺野裕子委員

（事務局）

福祉局長ほか

## 4 議事等

（福祉総務課 伊藤課長補佐）

お待たせを致しました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。

私は、福祉総務課課長補佐の伊藤と申します。

それでは、開会に当たりまして橋本福祉局長から挨拶を申し上げます。

（橋本福祉局長）

皆様、おはようございます。愛知県福祉局長の橋本でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の感染状況が急拡大する中、また、非常にお暑い中、お出でいただきまして、誠にありがとうございます。

会場でございますが、冷房は入っておりますが、換気のため窓を開けさせていただいております。暑くなっておりますので、上着を脱いでいただくなど、しばらくお付き合いいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

この審議会は、社会福祉法第7条に基づきまして、社会福祉に関する事項を調査審議していただくために、知事の附属機関として設置されているものでございます。

本県におきましては、本県の福祉・保健・医療施策全般の基本方針として定めております「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」に基づきまして、子育て支援や介護、障害のある方への支援など、福祉分野の直面する課題に対して、様々な取組を行っているところでございます。

そこでこの審議会では、本年度からの新たな取組をいくつか御紹介いたしますとともに、医療的ケア児への支援体制を強化するため、県内7か所に医療的ケア児支援センターを設置し、専門的な相談への対応や医療的ケア児への支援を担う人材の養成などを行っているところでございます。

また、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを行っていらっしゃる「ヤングケアラー」への支援といたしまして、今年度からヤングケアラーに対する正しい理解を促進するためのシンポジウムの開催や、啓発パンフレットの作成配布、市町村と一緒に事業展開を計画しているところでございますので、それにつきましてもご報告させていただこうと思っております。

本日は、最初に「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（5次）」につきまして御審議いただいた後、先ほど申し上げました「あいち福祉保健医療ビジョンの進捗状況について」等、5つの項目につきまして事務局から御報告させていただきます。いずれも、本県の福祉行政をさらに推進していくために重要な案件であると考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、本県のさらなる社会福祉の発展に向けまして、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

#### **（福祉総務課 伊藤課長補佐）**

次に委員の皆様方の御紹介でございます。

引き続き御就任いただいております委員の方につきましては、時間の都合もございまして、恐縮でございますが、お手元の委員名簿及び配席図により紹介に代えさせていただきますと存じます。

それでは、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介させていただきます。  
愛知県看護協会専務理事 幾田純代委員、愛知県医師会副会長 加藤雅通委員、

愛知県議会議員福祉医療委員会委員長 永井雅彦委員、本日は欠席でございますが、日本労働組合総連合会愛知県連合会会長 可知洋二委員、愛知県市長会社会文教会長・長久手市長 吉田一平委員、以上、5名でございます。

また、黒田龍嗣委員、小出砂恵子委員、杉本英明委員、丹羽蒼委員、榎山芳輝委員につきましては、本日は所用により御欠席の連絡をいただいております。

なお、原田委員は、多少遅れるとの御連絡をいただいております。

本日は、委員 30 名のうち、原田委員を含め過半数を超える 23 名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日配布の資料は、次第、委員名簿、配席図に続きまして、資料 1 配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（5次）の策定について、資料 2 「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」の進捗状況について、資料 3 医療的ケア児支援センターの設置について、資料 4 地域医療介護総合確保基金（介護分）について、資料 5 ヤングケアラーへの支援について、資料 6 専門分科会・審査部会の審議状況について、参考資料 愛知県社会福祉審議会関係例規でございます。

また、あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の冊子も机上に置かせていただいておりますが、こちらは閲覧用のため、会議終了後は持ち帰らず、机上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

不足等がございましたら、お申し出ください。

#### **（全委員）**

不足等なし

#### **（福祉総務課 伊藤課長補佐）**

また、本日の会議は、公開となっております。なお、本日は傍聴を希望された方はみえませんでした。

本日御発言の際に御使用いただくマイクでございますが、予め机上に設置しております。ボタンを押していただきますとオン、オフが切り替わります。オンの間は赤いランプが点灯いたします。御発言の際は、最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては大沢委員長をお願いいたします。

**(大沢委員長)**

それでは、早速ですが、今日の社会福祉審議会を開くこととなります。先ほど橋本局長さんからも御挨拶がありましたように、ヤングケアラーに関する報告も予定されている社会福祉審議会の運営をしていきたいと思っております。

従前から社会福祉審議会の委員長を務めさせていただいております。よろしくお願ひします。

皆様も大変お忙しい中、お集まりいただいたことに心から感謝申し上げます。

議題も「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（5次）について」というのがございますけど、これをはじめとして、1つの議題と5つの報告事項が用意されているということでございます。

この際でございますので、できるだけ委員の方々の、積極的で建設的な御意見をいただき、行政上の色々な御配慮いただけるような形で、積極的な意見交換を進めさせていただけるように進めていきたいと思っております。

なんの遠慮もありません。ただし、参加委員の消化不良が起きるのも困るので、30分を限度に延ばさせていただくこともあるかもしれませんが、その点御容赦いただき、皆さんの納得いく議論をしていただけるよう切望しておりますので、会議の円滑な運営に御協力をお願いします。

それでは、議論を進めさせていただきたいと思っております。

議事録署名が必要ということで、議事録の署名人の指名を最初に行わせていただきたいと思います。社会福祉審議会規程第9条第1項により、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。本日は、中屋浩二委員さんよろしくお願ひします。もう1人は松崎俊行委員さんよろしくお願ひします。

**(中屋委員、松崎委員)**

了承

**(大沢委員長)**

それでは、議事に入りたいと思っておりますが、参加している方々が消化不良を起こさないよう、率直な御意見をいただき、皆さんが十分に参加できたと実感を持っていただくことが、重要だと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、議題（1）「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（5次）」について事務局から説明をよろしくお願ひします。

**(児童家庭課 吉田課長)**

児童家庭課 吉田でございます。

資料1、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定について」を

御覧下さい。

1の「背景・趣旨」でございますが、この計画は、いわゆるDV防止法に基づき、国が定める基本方針に則し、都道府県計画を策定するものでございます。

本県では、平成17年12月に最初の計画を策定し、これまで累次の計画を策定してまいりました。現行の4次計画は、平成30年3月に策定をし、計画期間が今年度で終了いたしますことから、次期5次計画の策定について検討してまいります。

その下、2の「DVをめぐる最近の動き」でございます。

令和2年4月のDV防止法の改正では、児童虐待とDV、これは同じ家庭の問題として関係が深いということで、「児童相談所との連携」について明記されたところでございます。

次に、その下「県女性相談センターにおけるDV相談等の推移」でございます。

本県の女性相談センターにおけるDVによる相談件数につきましては、下の表の右から2列目、令和2年度につきましては、コロナの影響も考えられるところですが、前年度から10%程度増加し、1,320件となりましたが、令和3年度は、17%程度減少し、1,093件と、近年、中長期的に見ると、やや減少傾向ということでございます。

また、表の一番下、一時保護件数につきましては、平成27年度以降、年々減少しており、昨年度は69件でございました。

続いて右ページ、3の「第4次計画の概要」を御覧ください。

現行の4次計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間といたしまして、重点目標として、①の「配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成」、②・③・④では、それぞれ、「相談体制」・「保護体制」・「自立支援」、⑤で「関係機関等との連携促進と人材育成」を掲げているところでございます。

その下、4の「第5次計画の基本的な考え方」でございます。

2つ目の○でございますが、計画の大枠を構成いたします「基本目標」、「基本的考え方」、「重点目標」につきまして、国の基本方針を踏まえ、必要な見直しを検討いたしますとともに、重点目標にぶら下がる「基本施策」について、現行計画の進捗状況を分析評価し、新計画における具体的取組を検討していく必要があると考えております。

最後に、5の「第5次計画策定の進め方」でございます。

計画策定にあたりまして、学識者、民間支援団体、社会福祉施設関係者など16名の構成員による「策定検討会議」を設置し、幅広く御意見を伺いながら検討を進めることとしております。

スケジュールにつきましては、(2)にお示しさせていただいておりますが、

ここで資料を1枚おめくりいただきまして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント」というタイトルの資料を御覧ください。

DV対策とも関係の深い新たな動きでございますが、この5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されまして、令和6年4月に施行されることとなっております。

上の囲いでございますが、この法律は、「生活困窮」、「性暴力・性犯罪被害」、「家庭関係破綻」など、幅広く困難な問題を抱える女性を支援することを目的といたしまして整備されたものでございますが、支援対象にはDV被害者も含まれるところであります。

資料の、ちょうど真ん中あたりに記載がございますが、都道府県は、国の基本方針を踏まえ「都道府県基本計画」を策定することが義務づけられておりまして、令和6年4月の法施行までに、すなわち令和5年度中の計画策定を求められているところでございます。

現在、新法への対応につきましては情報収集に努めておりますが、新法に基づく新たな計画と現在のDV計画との関係性をどのように取り扱っていくのか、場合によっては「DV計画」を1年延長いたしまして、来年度、この「新たな女性支援のための計画」と一体的に策定していくことも選択肢の一つとして、新しく設置します検討会議の中でしっかりと意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

検討結果につきましては、今年度2回目の社会福祉審議会において報告をさせていただきますと存じます。

DV計画の見直しに関する説明は以上でございます。

#### (大沢委員長)

初めての方はわかりにくいという面もあるかと思いますが、このことについて、御意見、御質問があれば、どこからでも結構です。

それでは、江崎委員からどうぞ。

#### (江崎委員)

愛知県精神障害者家族会連合会会長の江崎と申します。

私どもは精神障害者の家族や当事者からの相談や交流などもあるのですが、その中で女性のこころの病に関して、生活困難を訴える、または将来生活の困難に直面しているのに対して、本人に認識意識がなく、この先経済的に困窮されるのではないかという事例を見聞きしているわけです。

その方はシングルマザーであったり、働いていてうつやてんかん疾を患うことによって、職場を退職せざるを得なく、障害年金の受給もままならぬといっ

た状況で、これは男性でも同じですが、女性の方がやはり社会的に不利な状況でありますので、障害者も視野に入れた困難な問題を抱える女性の支援に関する施策をお願いしたいと思います。

以上です。

**(大沢委員長)**

江崎委員、質問ですか。

**(江崎委員)**

お願いです。

今後、立法が進められて、基本計画等を策定する中で、私どもの意見を少しでも入れていただければなと思い、発言させていただきました。

**(大沢委員長)**

この点について、事務サイドからなにかありますか。

**(児童家庭課 吉田課長)**

いま、お受け賜りました御意見につきまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というのは、非常に幅広く複雑な様々な課題が結びついたような女性の方を総じて支援していくということが目的の一つかなと考えておりますので、いただきました御意見についても意識しながら検討してまいりたいと考えております。

**(江崎委員)**

よろしく願いいたします。

**(大沢委員長)**

よろしく願いします。

その他には、では、舟橋委員どうぞ。

**(舟橋委員)**

公募委員の舟橋です。意見です。

DV相談について、女性相談センターへの相談件数は減少傾向にあると書いてありますが、実際には、警察への相談件数は年々増えていっていると認識しております。それから市町村で、例えば私の住んでる市でもDV対策基本計画を策定して、対処能力を充実させるための施策を進めているわけです。そうい

うところの力関係がこのような結果を導いているのかなと思うわけなんです、そういうところとの連携や役割分担、それから関係機関からの通報や送致などもあると思いますが、そのようなところからの移管ケースの対処等についても、体制的に整備していく、充実していく必要があるのではないかと思うわけです。

ですから、そういうことについて検討を予定しているのかということについてもお聞きしたいと思いますが、とりあえず意見として発言させていただきました。

#### **(大沢委員長)**

舟橋委員の発言は積極的な提言だったと思いますので、行政のところへ引き継いで、進まれるときに十分留意して検討をお願いできたらと思いますけども、その点事務サイドからなにかございますか。

#### **(児童家庭課 吉田課長)**

ありがとうございます。

いま、舟橋委員からおっしゃっていただきましたとおり、本県の女性相談センターへの相談はこうして減っておりますけども、警察への相談件数は増えておるといってございます。

また、色々な相談のチャンネルが増えたことによって、県の相談件数が減っているのかなということもあろうかと思いますが、いずれにしてもこのDVの問題が徐々に減ってきているという認識は持っておりません。

先ほどおっしゃっていただいた、関係機関との連携、4次計画の重点目標にも掲げてございますが、次の計画でも関係機関との連携については、十分意を用いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

#### **(舟橋委員)**

ありがとうございます。

法律上の機能としての配偶者暴力相談支援センターですね、今は愛知県内には県と名古屋市の2か所しかないわけですが、現在市町村でもその開設が努力規定になっていると思うのですが、そういうものが県内で立ち上がる機運とか、または立ち上げを奨励または支援していくというような県からのアプローチの考えはありますでしょうか。これは質問です。よろしくをお願いします。

#### **(児童家庭課 吉田課長)**

今いただきました市町村との更なる連携、こうしたことは、DV基本計画を県内すべての市町村でまずは策定してもらうというような働きかけも続けてい



るところでございます。

毎年、DV対応の市町村連絡会議というものを開催しておりまして、また、先ほど御説明いたしました、困難な問題を抱える女性への対応など新しい動きもありますので、そういったところも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

**(大沢委員長)**

それでは、内堀委員どうぞ。

**(内堀委員)**

歯科医師会の内堀です。

配偶者からの暴力防止という題名でありまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律と、男女平等ということも書いてありますけれども、家庭内暴力において、女性の社会進出も非常に行われているなかで、配偶者の方で女性からの暴力行為とか、そういったことも、事例としては今の時代だとあると思うのですが、困難な問題を抱える女性と規定はされてますけど、困難な問題を抱える男性というのは、問題にはあがってこないのかなというところを質問させていただけたらと思います。

警察等にそういった事例はあるのかお聞きしたい、家庭内における女性からの暴力行為というものはどの程度あるのか。

**(児童家庭課 吉田課長)**

お答えをさせていただきます。

女性から男性へということかと存じますけれども、そうしたケースの警察等への相談はかなり増えているというふうに我々としても色々なデータで承知しているところがございます。

それにあわせまして、本県でも2018年10月から男性DV被害者相談ホットラインというものを設けまして、相談支援に取り組んでいるところでございます。

**(大沢委員長)**

委員の意見と行政の答えの往復をできるだけやめたいと思います。

むしろ、委員の皆さんの意見を吸い上げるのが委員長としての義務ではないかと思っておりますので、貴重な時間ですから、できるだけたくさん委員の先生方の意見を汲み上げていけたらなと思っております。

では、山本委員どうぞ。

**(山本委員)**

愛知県母子寡婦福祉連合会の山本です。よろしく申し上げます。

ひとり親の支援をしております、DVの相談も色々受けております。先ほどの舟橋委員とかぶることもありますが、女性相談センターの方の相談件数は減っているようですが、警察の方の相談件数は増えているということです。今後とも、警察と女性相談センターが連携していただきたいと思っております。

あと、女性相談センターは24時間できるチャットの相談機能がとってもいいものがあると思うのですが、そういったものの利用件数がどんな具合になっているのか知りたいなと思い、質問させていただきます。

**(児童家庭課 吉田課長)**

今、お話をいただきました、チャットとかですね、そういった形での相談というのは、実は本県ではまだ実施しておりません。

名古屋市とか内閣府が取り組んでおられると承知しております。

**(大沢委員長)**

山本委員の他にになにかございましたら。では、中尾委員。

**(中尾委員)**

日本女子大学の中尾と申します。よろしくお願ひ致します。

配偶者からの暴力防止及び被害者支援では、被害者に焦点が当たっていると思うのですが、だからこそ先ほどは、女性にだけ焦点が当たっているのではという御意見もありましたが、被害者がいれば必ず加害者がいるわけで、加害を止めなければ被害は継続します。

ですので、配偶者からの暴力を防止するということでは、加害者の支援も同時に重要だと思いますので、そのことを認識していただきたいと思ひます。男女の性別に関わりなく被害者加害者両者の支援という視点での支援を、よろしくお願ひ致します。

**(大沢委員長)**

他にはよろしいでしょうか。

この際ですので、行政の方にはちゃんと聞いていただいて、福祉を行政ベースに乗せていくというのは非常に大事なことだというふうに思ひますので、こちらの意見がたくさん出る方がいいのではないかと思ひます。

その他には何かお気づきの点はございますか。

今の山本委員の御意見は、男親、男一人子一人ということも結構出てきてい

と思うんですね、そういう意味では十分そちらの方にも行政サイドには目を向けてもらって、進めていただければと思います。案外男の方が粗末になっているという感じもしなくもないので、山本委員の方は一生懸命やっておられるのですが、そっちの方が増えてくるというような状態もありますので、これはひょっとしたら見過ごすかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めて出られる委員の方でどなたかよろしかったでしょうか。

それでは、議論はここで終わりますけども、報告事項がございますので、それに関わって、また色々御意見いただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、報告事項（１）「「あいち福祉保健医療ビジョン2026」の進捗状況について」から順に、事務局から説明をお願いをしたいと思います。

#### （福祉総務課 坂上担当課長）

福祉総務課担当課長の坂上と申します。よろしくお願ひします。

資料２、「あいち福祉保健医療ビジョン2026」の進捗状況について」について、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

資料の１ページ、A４のものですけれども（１）「あいち福祉医療ビジョン2026年」の概要を御覧ください。

愛知県では、福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す基本指針となる「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を昨年、令和３年３月に策定いたしました。

本ビジョンの策定趣旨は、①にございますとおり、福祉・保健・医療施策全般にわたる包括的な視点に立ち、様々な取組を進めていく上で共通して必要となる考え方や、各分野の横断的・重要な主要施策の方向性を示すもので、②のとおり、福祉・保健・医療の各分野の個別計画の上位計画として、また社会福祉法第108条に基づく「都道府県地域福祉支援計画」としても位置付けるものです。

なお、「計画期間」は③のとおり2021年度から2026年度までの６年間としております。

本ビジョンは、④にありますとおり、「策定の基本的な考え方」から「ビジョンの推進」まで、５章で構成されていますが、第３章の「基本的な視点」で、「地域共生社会」「すべての人が輝くあいち」を目指し、様々な取組を進める上で、共通して必要となる考え方として、「共に支え合う地域づくり」、「本人・世帯を主体とした包括的支援」、「予防・早期対応の重視」、「適切な役割分担として、共に支え合う地域づくりと連携」を４つの視点として整理して

います。

第4章の主要な施策の方向性では、第1節で「共に支え合う地域づくり」として、地域共生社会を実現するうえで共通して必要な取組を位置付けるとともに、第2節では「安全・安心な暮らしを支えるサービスの充実」として、子ども・子育て支援、健康寿命の延伸、医療・介護提供体制の確保、障害者支援の各分野の一層の充実を図り、福祉・保健・医療が一体となった取組を推進していくこととしています。

そして、第5章で、ビジョンの進捗状況を確認するため、指標を設定し、適切に進行管理を実施していくこととしておりますので、本日、ビジョン策定から1年経過後の各指標の進捗状況について報告させていただきます。

次に2ページ、A3のものを御覧ください。指標は、各体系における取組の進捗状況を総合的に評価する「重要評価指標」5項目と各体系における主な取組の実施状況等を進捗管理する「進捗管理指標」20項目を設定しております。

各指標の進捗については、ページ右上の枠にありますとおり、字が小さいですがAの「目標を達成したもの」から、Eの「未調査のもの」の5段階の評価でお示しさせていただきます。

ここから、主な指標について説明させていただきます。

まず、重要評価指標1の「重層的支援体制構築市町村数」は、2026年度までの目標として真ん中にありますが、20市町村を掲げていますが、2021年度において未実施市町村における取り組みを促進するため、市町村向けの研修会を12月に開催し、41市町村の参加がありました。2021年度実績としては、5市において重層的支援体制が整備され、計画策定時と比べて改善したものとして、B評価となっております。

一方で、2の「保育所待機児童数」は、2024年度までの目標として、解消を掲げており、保育所等の整備補助を行うことで整備を推進し、2021年度36か所、定員2,591名増となったところではありますが、2021年度の実績として待機児童数が174人となり、計画策定時の155人より増加しており、計画策定時と比べて下回っているものということで、D評価となっております。増加した主な原因は、岡崎市において待機児童が72人増加したものでありますが、同市は、今後、施設整備による保育の受け皿の拡充を進め、待機児童解消を図ることとしております。

続いて、1枚おめくりいただき3ページを御覧ください。進捗管理指標の3「地域活動の実践につなげる学びの機会の提供」、5の「出会いの場を提供するイベント実施数」これが計画策定時と比べて下回るD評価となっておりますが、これらは新型コロナウイルス感染症の影響により目標値を下回ったもので、今後は感染状況に応じて開催方法・内容を柔軟に調整するなど、参加者の確保を

図りたいとしております。

6の「保育士等の確保数」については、2024年度までの目標として30,000人を掲げておりますが、保育士の養成、離職防止、潜在保育士の再就職支援などの取り組みなどを実施し、2021年度の実績として29,008人となっており、B評価としております。

続いて、4ページを御覧ください。9の「成人の喫煙率」については、2022年度目標として、男性17%以下、女性4.0%以下を掲げているところですが、今年度調査を実施するというので、未調査のEとしています。

12の「介護予防に資する通いの場への参加率」は、NPO法人等に委託し、通いのモデル事業を実施しておりますが、直近値が3.9%と計画策定時の5.0%を下回ったことから、D評価となっております。しかしこれもコロナの感染状況から参加人数が減ったことによるものです。

5ページを御覧ください。15の「介護職員の確保数」については、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」の3本柱とした各種取り組みの実施により、介護職員数が着実に増加していることからB評価としております。

最後に6ページを御覧ください。

19の「医療的ケア児に対する支援調整コーディネーター配置人数」について、コーディネーター養成研修を実施しているところですが、計画策定時に市町村174人であったものが、2021年度の直近値では市町村211人となるなど、着実に増加しており、B評価となっております。

また、20の「福祉施設利用者の年間一般就労移行者数」においても、一般就労への移行等に関する相談窓口を設置するなど、一般就労に向けた取組を支援しており、計画策定時の1,367人であったものが、2021年度の直近値において、1,682人となるなど、着実に増加しており、B評価となっております。

この右上の枠を御覧ください。全体の進捗状況では、「計画策定時と比べて改善したもの」Bが16項目、「横ばいのもの」Cが1項目、「下回っているもの」Dが6項目、「未調査のもの」Eが2項目となり、一部コロナの感染状況などから、事業を縮小したことなどにより、目標を下回ったものもありますが、概ね順調に推移しております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

#### **(医療療育支援室 小河室長)**

医療療育支援室の室長の小河でございます。

それでは、報告事項の2「医療的ケア児支援センターの設置について」説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

資料の3を御覧ください。

「1 背景・目的」でございます。

本県では、医療的ケア児の支援に関する市町村等における協議の場の設置や、医療的ケア児に必要な支援を総合的に調整するコーディネーターの配置など、地域における支援体制の整備を進めてきたところでございます。

医療的ケア児等への支援は、子どもの病状や家族の状況、成長段階に応じた一人一人のニーズに対応する必要があり、支援を行うためには、専門的な知識や経験が求められ、また、医療的ケア児が利用できる社会資源の状況も地域によって様々であることから、地域の支援体制を専門的、広域的に支える仕組みづくりが課題となっております。

こうした中、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、昨年9月に施行され、都道府県は「医療的ケア児支援センター」を設置することができることとされました。

そこで、本県では地域の支援体制を専門的・広域的に支える体制を構築するため、医療的ケア児支援センターを、本年4月に愛知県医療療育総合センターを始めとする県内の重症心身障害児者施設などに設置し、専門性が必要な相談への対応や医療的ケア児への支援を担う人材の育成などを行うことといたしました。

続いて「2 業務内容」でございます。

医療的ケア児に関する支援の中核的機能を持つ「基幹支援センター」を県内の障害児者の医療・療育の拠点施設でございます愛知県医療療育総合センターに設置し、また、それぞれの地域の実情に応じた支援を行う「地域支援センター」を重症心身障害児者施設など6か所に設置をいたしました。

なお、基幹支援センターは、一部の圏域の地域支援センターとしての機能も担うこととしております。

下の表でございますが、まず「専門相談」でございます。

相談につきましては、従来どおり、まずは医療的ケア児等コーディネーターなど市町村において対応していただきますが、市町村では対応が困難な場合には、地域支援センターにおいて対応し、さらに、高度で専門性が必要な場合におきましては、基幹支援センターが更に対応させていただくこととしております。

また、どこに相談すればいいのかわからないといった相談にも対応をしていきます。

次に「地域支援」の「研修」でございますが、基幹支援センターでは、全県を対象とした看護師や介護職員などへの専門的な研修を行い、地域支援センタ

一では、医療的ケア児を受け入れる地域の障害福祉サービス事業所や保育所等に対する訪問研修を行います。

「情報収集・発信」でございますが、基幹支援センターでは、医療的ケア児の支援に関する情報を一元的に集約したウェブサイトを作成し、情報の発信を行い、地域支援センターでは、障害福祉サービス事業所等の社会資源の情報収集などを行い、基幹支援センターとの情報共有を図ってまいります。

次に「関係機関との連携」でございますが、基幹支援センターでは、広域的な関係者連絡会議などへ参加し、地域支援センターでは、担当する圏域内の関係機関連携のための連絡会議の開催や、市町村の協議の場への参画などにより、連携を図ってまいります。

資料を1枚おめくりください。

この資料は、医療的ケア児を中心として、地域における多職種連携と、それを支える医療的ケア児支援センターの関係を示しております。

先に説明させていただきましたとおり、支援センターは、市町村の地域の支援体制がしっかり機能できるよう、専門的・広域的に支える役割を担ってまいります。

資料をまた1枚おめくりください。

こちらは、医療的ケア児支援センターの県内の配置及び担当する圏域でございます。

県内の重症心身障害児者施設などに医療的ケア児支援センターを配置し、各支援センターが1から2圏域を担当することとしております。

なお、資料左下にあります「にじいろ医療的ケア児支援センター」につきましては、現在、重心施設の整備中で、本年秋の施設開所に併せての設置となりますが、それまでの間は「だいでう医療的ケア児支援センター」がこの担当圏域も対応しております。

説明は以上でございます。

#### **(高齢福祉課 中村課長)**

高齢福祉課長の中村でございます。

私からは、地域医療介護総合確保基金に係ります2021年度の実績、それから2022年度の予算について御報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、資料4を御覧いただきたいと思っております。

始めに基金事業の概要でございますが、左上の1を御覧ください。

この基金は団塊の世代の方が後期高齢者となる2025年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めるために、各都道

府県に「地域医療介護総合確保基金」を設置いたしまして、2014年度から医療関係の事業がスタートいたしまして、翌年2015年度から介護分の事業を実施しているところでございます。

その対象事業でございますが、下の（１）の①ー１から⑥まで、医療及び介護の全体で7つの項目のうち、介護分につきましては、ゴシックの③と⑤、介護施設等の整備に関する事業と介護従事者の確保に関する事業が対象となっております。

その主な内容につきましては、資料右側の２番の介護分の事業内容に書いてございますとおり、①の施設整備に関しましては、地域密着型サービス事業所の整備を始めといたしまして、介護施設の準備経費への助成、介護施設等の新型コロナウイルス感染防止対策支援が行われております。

また、②の介護従事者の確保に関する事業といたしましては、ここに書いてございますとおり、参入促進、資質向上、労働環境・処遇改善の３つの項目に沿った事業を進めているところでございます。

それでは、その下の３ この事業に関する2021年度の事業実績と2022年度の予算の概要につきましては、１枚おめくりいただきまして、資料の２ページを御覧いただきたいと存じます。

始めに表の上段でございますが、施設の整備に関する事業でございますが、2021年度の事業実績は、①の地域密着型サービス施設の整備といたしまして、地域密着型特別養護老人ホーム3か所、認知症高齢者グループホーム7か所、小規模多機能型居宅介護事業所1か所などを始め合計22施設の整備に対して助成させていただきました他、施設の開所準備或いは改修、また下段にございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、簡易陰圧装置の設置等の整備に対しまして助成し、決算額の合計は約26億8千万円となっております。

そして右側の2022年度当初予算でございますが、予算額は全体で約60億4千万円となっております。内訳は、地域密着型特別養護老人ホーム4か所、認知症グループホーム整備が26か所など合計58施設の整備予定とともに、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対つきましても助成を行っていく予定でございます。

次に下段の２ 介護従事者の確保に関する事業でございます。

2021年度決算額でございますが、資料の６ページになりますけども、右から２つ目で、合計額約17億円となっております。先ほど申しましたとおり、介護人材の参入促進、介護職の専門性や社会的価値を高める資質の向上、身体的負担の軽減や業務の効率化等によります労働環境・処遇改善の３つ柱に沿って事業を進めておるところでございます。



恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと存じます。

主な内容としましては、左の大項目の参入促進の部分では、6番の福祉・介護の就職総合フェア開催におきましては、就職総合フェアを名古屋で2か所、豊橋で1箇所、合計3回開催いたしまして、520名の求職者の方に御来場いただいたところでございます。

また、資質の向上では、22番の介護人材の資質向上事業費補助金でございますが、介護事業者の資質の向上を目的としまして、各市町村や団体等が行う研修を2021年度は203回開催いただきましたが、その経費等に対して助成いたしました。

労働環境・処遇の改善では、2枚ほどおめくりいただきまして、5ページの54番、介護ロボット導入支援事業費補助金としまして、介護ロボットの導入経費につきまして、99の事業所に対して助成させていただきました他、1枚おめくりいただきまして、55番の介護事業所ICT導入支援事業費補助金としまして、タブレット端末ですとか、或いは介護ソフトの導入などのICT機器の導入経費の一部を318の事業所に対して助成させていただいたところでございます。

なお、2022年度の予算につきましては、表の下の右側になりますが、全体額で約20億6千万円を確保しているところでございまして、現行の事業を基本としつつ一部事業を拡充させながら事業を実施するとともに、56番に書いてございますように、先ほど申し上げましたとおり、昨年度に引き続きまして新型コロナウイルス感染症に対する支援につきましても継続させていただく予定でございます。

今後とも、各市町村或いは団体の皆様方と連携しながら、事業を積極的に進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

#### (児童家庭課 吉田課長)

続きまして、児童家庭課長の吉田と申します。

ヤングケアラーへの支援について、御説明御報告を申し上げます。申し訳ありませんが、着座にて失礼いたします。

資料の5でございます。

「1 愛知県ヤングケアラー実態調査」の「① 調査概要」でございます。本県では、昨年度、ヤングケアラーの生活実態を把握し、支援策の検討につなげていくため、県内全域において実態調査を実施いたしました。

調査はですね、下の表にありますとおり、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の児童・生徒及び学校向けのアンケート調査、それから、元ヤングケアラー等へのインタビュー調査を実施いたしましたが、記載のとおり、大変多

くの回答をいただいたところでございます。

次に「② 結果概要」でございます。ここでは、ポイントだけ申し上げます。

家族の世話をしている子どもは、表の一番左側、学年によって幅がありますけども、高校2年生7.1%～小学校5年生では16.7%と、これをクラスに置き直しますと、1クラスあたり3～6人程度。そして、表の矢印に沿って御覧いただきますと、世話をしている家族がいる子どものうち約4分の1（23～24%程度）が、やりたいけどできていないことがある、例えば、自分の時間取れない、睡眠が取れない、勉強する時間が取れないといった回答がございました。

また、表の一番右、子どもたちのヤングケアラーの認知度ですけども、まだまだ十分ではなく、7割前後の子ども達が「ヤングケアラーという言葉聞いたことはない」と回答しております。

なお、より詳しい調査結果につきましては、本年3月の公表資料を2枚目以降に添付させていただきましたので、後ほどお時間の許す時に御覧いただければと存じます。

続きまして、「③ 調査により抽出された課題と支援の方向性」について、今回の調査からは、大きく4つの課題が明らかになり、それぞれ課題に対応する支援の方向性を整理しております。

1つ目は、ヤングケアラーという言葉や問題の認知度が低く相談につながりにくいということで、矢印の先ですが、まずはヤングケアラーについて広く知ってもらうことが大切であること。

2つ目は、家族のことは話しにくいといった理由から、相談した経験がある子どもの割合は低くということで、子どもが相談しやすい環境作りを進めていく必要があること。

3つ目は、ヤングケアラーは家庭内の問題として表面化しにくく、支援が届いていない家庭もあると考えられますので、気になる家庭を見つけて支援する必要があること。

最後に4つ目は、家族の世話をする子どもたちからは、当事者の集いの場であるとか、自由に使える時間、学習のサポートを希望する声が多く、そうした子どもたちの声に耳を傾け、子どもに寄り添った支援を行っていく必要があることという風に考えております。

右ページに移り、「2 今年度の主な取組」でございます。

①～⑥の取組の横の四角囲みの記載は、ただいま御説明申し上げました“支援の方向性”の該当する項目を整理したものでございます。

「① 子ども向け啓発事業」ですが、これは、子どもたちがヤングケアラーの問題を正しく理解し、自ら相談ができるように子ども向けパンフレットを作

成し、県内全ての国公私立小中高等学校の小学5年生から高校3年生約54万人に来年1月頃を目途に配布してまいりたいと考えております。

「② 広報あいち」は、7月3日の新聞朝刊、先日ですが、御覧いただいた方もいらっしゃるかと存じますが、7月3日の広報あいちに“ヤングケアラーを知っていますか？”ということで特集記事を掲載いたしました。

「③ 県政お届け講座」ですが、各種団体等からの依頼を受けまして、ヤングケアラーについて正しく理解していただくため、職員が出前講座ということで講演を行ってまいります。

「④ ヤングケアラー理解促進シンポジウム」でございます。こちらはですね、来週の8月2日に一般県民の方、教育・福祉関係者の方々を対象に、ヤングケアラーの理解促進を目的としたシンポジウムを名古屋市内のウインクあいちで開催いたします。既に会場参加100名、オンライン参加500名の定員を超過する申し込みをいただいております、社会の関心の高さを改めて実感しているところでございます。

「⑤ 支援関係機関研修」ですが、9月以降、ヤングケアラーの支援にあたる市町村職員や教育関係者等を対象に、気づきのポイントや、具体的な支援方法に関する研修を県内各地で開催してまいります。

最後に、「⑥ 市町村モデル事業」でございます。身近な地域で「4つの支援の方向性」に基づいた効果的な支援が行われるよう、3つの市町村に、3年間、モデルとして、発見・把握から支援までの一貫した支援体制の整備に取り組んでいただくこととしております。

事業の主な内容は、資料の一番下、子ども向けや支援者向けの相談の場、研修会、それから、ヤングケアラー同士の交流の場としてコミュニティーサロンの開催を予定しており、効果的な取組については、県内市町村への横展開を目指してまいりたいと考えております。

本県ではこうした様々な取組を通じ、ヤングケアラーへの支援にしっかりと取り組んでまいります。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

#### **(福祉総務課 坂上担当課長)**

福祉総務課担当課長の坂上でございます。

専門分科会・審査部会の審議状況について、資料6により説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

こちらにつきましては、当審議会が開催される都度、資料左上の組織図にあります、各専門分科会・審査部会の審議状況について御報告させていただいているものでございます。

まず、資料の左にあります1の「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございますが、②の設置目的の3行目にありますとおり医師の指定や身体障害者の障害程度の審査等を行っております。審査件数、審査結果につきましては表のとおりでございます、昨年度は計6回開催しております。また、資料の右上の表になりますが、本年度も5月に1回、開催しております。

次に、2の「民生委員審査専門分科会」につきましては、②の設置目的にあります民生委員の委解嘱の適否について調査審議しております、昨年度の開催実績はございません。

1枚おめくりいただきまして、3の「児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。②設置目的の2行目にありますとおり、子ども・子育て支援に関する施策の計画的な推進に関し調査審議しております。

児童福祉専門分科会は、昨年度1回開催し、あいち はぐみんプランの進捗状況について報告しております。

その下の児童措置審査部会につきましては、昨年度は6回開催し、要保護児童の処遇に関する審議を計23件、また本年度も1回開催し、審議を6件行っております。

次に、資料の右側の里親審査部会につきましては、昨年度2回開催し、里親の認定審査を計89件行っております。

次に、幼保連携型認定こども園審査部会は、昨年度2回開催し、設置の認可等につきまして、計10件の審議を行っております。

その下の保育所審査部会におきましても、昨年度1回開催し、設置の認可等につきまして、9件の審議を行っております。

なお、次ページ以降に、参考資料として、専門分科会・審査部会の審議状況に係る過去10年間の推移について、表及びグラフでお示ししております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### (大沢委員長)

橋本局長さんを始め、県の福祉に対するとらえ方が具体的かつ積極的な形で展開されていることが、今の説明でよく分かりました。我々委員会としては、取組の積極性というものに、むしろ今日は学ぶような会になったかと思えます。

差し当たって何か質問のある方いらっしゃいますか。

それでは、佐々木委員。

#### (佐々木委員)

愛知県薬剤師会の佐々木でございます。

報告事項(2)の医療的ケア児支援センターの設置について、資料3の2ペ

ージの表を見ていただきたいんですが、薬局・薬剤師の左上に「ポリファーマシー」と書いてあるんですけども、この表を見ると医療的ケア児への何らかの支援ができるのかということで書かれたんだと思いますが、この意味を教えてくださいませんか。

**(大沢委員長)**

それでは簡潔にどうぞ。

**(医療療育支援室 木村室長補佐)**

医療療育支援室でございます。御質問ありがとうございます。

この表につきましては、医療的ケア児を取り巻く状況の一部を説明させていただいております。

まず、医療的ケア児にはかかりつけの主治医がおみえになりまして、主治医を含めて、ケアする薬局・薬剤師の方々や訪問看護ステーションの方々、また歯科医師の方々、基幹病院の先生を含めた医療的ケア児を取り巻く図ということで、薬剤師 ポリファーマシーという書き方をさせていただいているところがございます。以上です。

**(佐々木委員)**

佐々木でございます。今のお話だと薬局・薬剤師でポリファーマシーを支援するような感じで書かれていますが、私たち薬局・薬剤師はポリファーマシーというどうしても高齢者をイメージしてしまう。多剤投与による有害事象が起きることをポリファーマシーと言います。例えば服薬管理ができてないだとかというものがポリファーマシーに入りますけども、どちらかということの意味合いと今回は違うのかなと思っています。

昨年、愛知県薬剤師会では県内2,000人いらっしゃる医療的ケア児、全国では2万人ですけども、その多くの中核を担っている愛知県医療療育総合センター中央病院と協力しまして、100名の家族・患者さんに対してアンケートを実施しました。薬剤について何かお困りのことはありませんかと聞きました。その中の内容で多くは、ポリファーマシーといわれるか分かりませんが、5種類以上の薬を飲んでいる方が5割くらい。あとは1種類、2種類ですけども、一番家族が困っているのは、お薬が飲ませられない、要するに嚥下困難です。胃ろうを使っている、経管経路を使わなきゃいけない医療的ケア児が多くいますので、錠剤をつぶして、粉にして、溶かして、入れる、この手間暇が大変であったりとか、薬が溶けない、でも他に替わる薬がないからこの薬を使っていくしかないんだとか。他に車椅子で病院に連れて行きますので、車椅子と一緒に経管栄養剤の

エンシュア・リキッドなどであつたりとか大きく非常に重たいものを持って帰らなければ、家に持って帰るのが大変という声が多く占められました。

ですから逆にここはポリファーマシーというよりも服薬支援と言っていた方が私は適切ではないかということで意見させていただきました。以上でございます。

**(大沢委員長)**

事務局から簡潔に説明できますか。

**(医療療育支援室 木村室長補佐)**

医療療育支援室でございます。御意見ありがとうございます。

「ポリファーマシー」という言葉を我々が広くとらえていたということであるかと思うのですが、**「服薬支援」**というかたちで今後は紹介していきたいと思っております。ありがとうございます。

**(大沢委員長)**

その他にありますか。どうぞ。

**(江崎委員)**

愛知県精神障害者家族会連合会の江崎です。

あいち福祉保健医療ビジョンに関する資料2の2ページ目の下段、「障害者支援」の「地域生活支援拠点等の運用状況」について、「数値等」に「2021年度事業に対する検証・検討の実施」が「54市町村中35市町」、その下（地域支援拠点整備状況）が「54市町村中51市町村」とあり、「取組内容」には「運用状況を検証及び検討」したとして、「B判定」と記載されています。

一方、あいち福祉保健医療ビジョン冊子の81ページの中程の図には、グループホームとか相談支援とか、サービスの概念図が書いてありますが、市町村で運用状況を検証、検討したとありますが、一体何を検証したのか、一応やりましたということなのか、検証・検討が今後どのように続いていくのか、どのような目標があつて、どのような取組をして検討し、その結果が次にどのような改善、整備につながられているのかを、各市町村で拾うということは大変だと思いますが、この資料では、数値的なものしか書けないのですが、私どもは地域生活支援拠点に期待しているのですが、これでは一体、どのようなことをされて、どのような効果があつて、どのように検討されて、今後どうなっていくのかというのが、よく分からないのですね。

例えば、資料の同じページの「子育て支援」の「保育所待機児童数」につい

でも数値はこれをつかめるのですが、数値だけさらっと書かれると、よく分からないのですね。

ですからやはり、各市町村がどのような検討をして、どのような取組をしたという例や好事例がきちっと表現されていかないと、この運用状況だけでは、ビジョンの取組が、今後展開し、よりよいものになっていくというのが、期待できないと思うのですね。

はっきり言うと、よく分からないと。ということで、その説明をしていただくか、今後、分かるような資料がいただけたらと思いますし、県としては、市町村がやっていることはよく分からない、ということがあるかもしれませんが、それならそれで、市町村の取組を、市町村の自立支援協議会で発表してもらい働きかけもありかなと思います。以上です。

#### (大沢委員長)

その他に何か御意見ございますでしょうか。どうぞ。

#### (北村委員)

愛知県社会福祉協議会保育部会の北村といいます。よろしく申し上げます。

今もお話があったんですけども、ビジョンを誰が決めたのかなど。それぞれの専門家、有識者から現状で何が必要なのか聞き取ってビジョンを作らないと、結局行政が困っていることだけの内容になっているんじゃないかと、全般的にビジョンを見て思いました。

資料2の2ページ、「2 子ども・子育て支援」のところで、待機児童と言っていますけども、これも国基準の待機児童と実際の待機児童が違うというのは御存知かと思えますけども、保護者が仕事の都合で通えなくても、区分の中に空いている施設があったら、そこに入れるよねと待機児童にならないということも含めて、実際の数と合っていないかと思っています。

これからの人口推移や市町村の人口統計計画なんかが不十分で待機児童が出ているというのが一つと、今、保育所は人が足りなくて定員は空いているんだけど保育士がいないから預かれない所もあつたりするので、一概にここの結果だけで評価されるのは難しいかと。それでも実際これだけ足りないというのは大きな問題だと思っています。

それと資料2の3ページ目、「6 保育士等の確保数」について、すごい集まっている感じがしますが、これって8時間換算ですかね。それとも短時間パートも入れた数なんですかね。そこが分からないですね。結局、保育士の数が多くても短時間パートだらけだと、実質は足りないよねっていう話になりかねないですね。実際、保育所の数は増えていますので、保育士の数も増えている

のは当然ですし、不足数を提示すべきかなって思っています。現状、何人足りないのっていうところが大事だと思います。

あと、退職者数ってどれくらいいるんですか。今まで、保育園は質と量の両輪でやると言われていますけども、質のことは予算がほとんど無く、量の予算ばかりで、質もこれからやっていきますって言うんですけど、結局、保育所の配置基準は当然無理だし、ノンコンタクトタイムも取れない状況ですし、あとは保育料の無償化によって保育時間はすごく延びている状況も含めると、勤務時間8時間に対して、11~12時間の子どもになってくればその時点で時間は足りなくなってくることも含めると、不足がどの程度あるのかはデータいるんじゃないかと思っています。

ビジョンのところはこんなところで、子育て支援課さんの見解をお聞きできたらと思います。

#### (大沢委員長)

よろしいですか。それはきちっとお話が出されていますので、県サイドでそのことも含みながら検討されていくと思いますけども、どうでしょうか。

#### (北村委員)

やっぱり、これだけ、数字だけで動いてしまうと誤解を招く可能性が多分にあるので、今後どうしなきゃいけないのかを分かる形での数字の出し方が必要かなと思っていますので、そうしていただけたらありがたい。

また最初に言ったとおりビジョンを作るときに、それぞれの専門家・有識者がいますので、どのようなビジョンがいいのか検討していただくとよりよい計画になると思っていますので、今後よろしくお願いします。

#### (大沢委員長)

ここで審議されていることは県サイドでもきちっと耳の中にしまって、それを一つずつ実行に移していただく方向で進んでいくことは間違いないと思っております。これは皆さんへの私の信頼です。県は誠実でかなりのエネルギーを持ってすごい勉強しております。これも報告の中で私としてはそう理解しております。

今も御意見出されておりますので、この点について県サイドもきちっとその方向で福祉の前進を目指して進んでいこうと思っております。それでどうでしょう。よろしいでしょうかね。



**(北村委員)**

はい。

**(大沢委員長)**

それではそういうことで、よろしく申し上げます。

念のためもうどなたかございますか。2回目の方は十分御熱心だと分かりましたので、まだ発言されていない方いますか。はい、どうぞ。

**(倉知委員)**

知的障害者育成会の倉知と申します。どうぞよろしく申し上げます。

昨年この会議でお願いしたコロナワクチンの接種の件でございます。御礼とお願いをしたいと思います。ちょうど今4回目の接種が始まったところですけども、私ども知的障害のある人たちは、医療機関での接種がなかなか難しく、特に強度行動障害がある人は今まで一度も注射が打てなかったということがあって、知的障害のある人は基礎疾患で優先接種の対象になりました。それで昨年この場で、通所している場で巡回接種していただけないかとお願いしたところ、それぞれ市町村で対応してくれたところもあるし、してもらえなかったところもあるみたいですが、私どもの地元で、本当に今まで一度も注射が打てなかった強度行動障害の子が、最初5人くらいで対応して接種できたんですけど、一度接種すると2回目からは自分から腕を出してきたということで本当にお母さんが泣いて喜んでいただいたことがございます。

これは合理的配慮の好事例だと思いますし、4回目の接種についても是非、障害者施設で巡回接種していただけるとありがたいなあという御礼とお願いでございます。以上でございます。

**(大沢委員長)**

委員の皆様からかなりの御意見が出されたことに大変嬉しく思っております。それと同時に行政サイド、橋本局長を僕は信頼しております。これは行政サイドでも疎かにせずに福祉の取組、県政の中核の一つにさせていただければ大変ありがたい。僕は福祉局長の意気込みは県政全体に反映されていくものだと思います。

大変申し訳ありませんが予定時間を超過しています。僕は議長としての議事運営に責任がありますけれども一番良かったのは、委員の皆様方の御意見が後半にかなり積極的に出されてきて、嬉しいことです。僕の狙い通りに皆さん方の御意見がこんなにたくさん出されると思っていませんでしたけども、これは大変嬉しいことだと思っております。委員の皆様方の御熱心な御討議によって

この会議がたくさんの御意見が出されたことにまずもって御礼申し上げたいと思います。これで委員の皆さんの御意見を止めさせていただければと思います。

また、県の方もこの議論を十分に受け止めてくれるものだと思っております。そういう点で言えば新しい福祉の幕開けを私たちが作りつつあるのではないかと。福祉が県政の大きな軸の一つになっていくと確信しております。

新しい福祉の幕開けを愛知県からと思うくらい考えておりました。

県のサイドでもこの長時間とにかく誠実に答え、誠実にやっている仕事を見ますと、ものすごい勉強をしているのがよく分かります。そういう点では橋本福祉局長を含めまして、福祉の世界が新しい愛知県の県政の中軸の一つに据えていかれるんじゃないかという力の入れようを進めておられるのだというように信頼をしております。

最後になります。事務局から連絡事があれば出していただいで終わりたいと思います。

**(福祉総務課 伊藤課長補佐)**

本日の会議の議事録でございますが、後日、発言された方に内容を御確認いただき、その後、署名者お二人御署名いただくこととしておりますので、その際は御協力いただきますよう、お願いいたします。以上です。

**(大沢委員長)**

これほどの委員の皆さんの意見が出されて大変嬉しく思います。それでは、本日の社会福祉審議会はこれにて終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_